

【お問合せ先】

国土交通省総合政策局環境・海洋課 平澤、勘場
Tel: 03-5253-8111 (代表) 内線 24334 03-5253-8264 (直通)

平成18年2月3日

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
国土交通省令案(輸送事業者に係る部分)に関するパブリックコメントについて

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第93号）が平成18年4月1日から施行され、一定規模以上の輸送事業者（特定輸送事業者）、一定規模以上の荷主（特定荷主）に対し、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付け等の輸送に係る措置が新たに導入されます。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案（輸送事業者に係る部分）、輸送事業者が省エネに取り組む際の判断基準案（貨物輸送事業者の判断基準案、旅客輸送事業者の判断基準案）については、先日、広く国民の皆様からの御意見を募集するべくパブリックコメントを実施（平成17年10月14日～平成17年11月14日）したところですが、今般、特定輸送事業者が義務付けられる省エネルギー計画の策定、エネルギー使用等の報告に関し様式案、手続き案を作成いたしましたので、別紙のとおり、広く国民の皆様からの御意見を募集いたします。

◎ 今後の予定

平成18年2月下旬～：公布

平成18年4月1日：施行

＜添付資料＞

参考資料 改正省エネ法（運輸分野）に係る周知パンフレット

別添資料 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令案(輸送事業者に係る部分)の概要

(別紙)

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

別添資料 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令案(輸送事業者に係る部分)

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で日本語にて御意見を送付して下さい。

なお、電話での御意見の提出には対応しかねますので、予め御了承ください。

(1) 郵送の場合

国土交通省総合政策局環境・海洋課 宛
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

(2) ファクシミリの場合

国土交通省／環境・海洋課 パブリックコメント係 宛
ファクシミリ番号：03-5253-1549

(3) 電子メールの場合

国土交通省／環境・海洋課
電子メールアドレス shouene-pub2@mlit.go.jp
電子メールで御意見を送付される場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期間

平成18年2月3日～平成18年2月17日必着

※ 頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される場合があることをご承知おき下さい。



事業者のみなさまへ

改正省エネ法が
平成18年4月1日から
施行されます!

国土交通省

総合政策局環境・海洋課

エネルギーの使用の合理化に関する法律改正 (運輸分野) の概要

改正のポイント

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(いわゆる輸送事業者だけでなく、自家物流を行っている者も含む)に省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等の義務づけ

貨物輸送に係る年間の発注量が一定規模以上である荷主にもモーダルシフト、営自転換の促進等の観点から省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等の義務づけ

企業に自家用自動車対策として公共交通機関の利用推進等の努力義務

輸送事業者の判断基準

- 省エネ目標
 - 省エネ措置
 - ・低燃費車等の導入
 - ・エコドライブの推進
 - ・貨物積載効率の向上
 - ・空輸送の縮減
- 貨物、旅客別、
輸送機関別に
作成

荷主の判断基準

- 省エネ目標
 - 省エネ措置
 - ・モーダルシフト、営自転換
 - ・共同発注等への取組
- 等

一定規模以上の輸送能力
を有する輸送事業者

一定規模以上の貨物輸送を
発注する荷主

国土交通大臣

主務大臣

省エネ計画の作成・提出

省エネ計画の作成・提出

エネルギー使用量(原単位)
省エネ措置の取組状況
等の定期報告

エネルギー使用量(原単位)
省エネ措置の取組状況
等の定期報告

※ 省エネの取組が著しく遅れている場合、勧告、命令、罰則

企業に公共交通機関の利用推進等の努力義務